

消費税軽減税率制度等説明会

税務課 ☎66・1116

とき 1月24日(木) 午前10時～11時30分

ところ 市民会館 東ホール

対象 法人・個人事業者

問合先 豊橋税務署個人課税

第一部門・法人課税第一部

門 ☎0532・52・6201

償却資産の申告をお忘れなく

税務課 ☎66・1114

償却資産申告書提出期限

1月31日(木)

事業経営のために使用する機械設備などの償却資産を取得し、引き続き平成31年1月1日現在所有する方は、申告が必要です。

前年度の課税標準額が75万円未満の方(全資産申告の方を除く)には申告書の送付に代えて、申告案内と前年の資産の明細書を送付しました。資産の明細に変更のある方、事業の廃止など事業経営に変更のあった方は申告書の提出をお願いします。申告書の必要な方、詳細は税務課にお問い合わせください。

市県民税申告の出張受付のご案内



◆出張受付日程表

受付時間：午前9時～午後3時30分

| とき | ところ |
|-----------------|-------|
| 2月5日(火)・6日(水) | 三谷公民館 |
| 2月7日(木) | 大塚公民館 |
| 2月8日(金) | 西浦公民館 |
| 2月12日(火)・13日(水) | 形原公民館 |

※ふるさと納税のワンストップ特例制度の申請書を提出された方が申告をする場合、特例の適用が受けられなくなります。

※出張受付は毎年大変混み合うので時間に余裕を持ってお出かけください。

◆申告に必要なもの

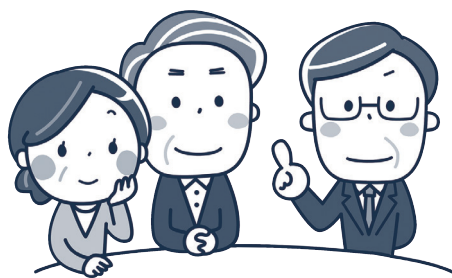
- 印鑑
- マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード、運転免許証、健康保険被保険者証など
- 本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(コピー、年金支払通知書不可)
- 控除を受けるための証明書など
 - ・医療費控除…医療費控除の明細書、領収書、証明書
 - ・社会保険料・障害者控除…領収書、証明書など
 - ・生命保険料・地震保険料控除…控除証明書
 - ・扶養・配偶者(特別)控除…その方の所得がわかるもの
 - ・寄附金控除…寄附した団体の領収書など

◆国税に関する相談は豊橋税務署で

- ①事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
- ②初めての住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告
- ③贈与税、消費税の申告をする方

◎年金受給者・住宅取得者事前相談会

とき 2月6日(水)～2月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く
ところ・問合先 豊橋税務署 (☎0532・52・6201)



税務課 ☎66・1116

相続 遺言 贈与

～お気軽にご相談ください～
初回のご相談は、無料です。
◆預貯金・株式・不動産などの資産承継◆

太田哲也司法書士事務所

愛知県司法書士会所属・愛知県行政書士会所属

電話相談・出張相談
土日もお受けしています!

TEL.0533-67-8190

蒲郡市三谷町八舗120 《三谷水産高校から東へ約300m》

ota-samurai.com